

平成17年9月21日

各 位

東京都千代田区二番町5番地5  
会社名 21LADY株式会社  
代表者名 代表取締役社長 広野 道子  
(本名: 藤 井 道 子)  
(コード番号: 3346)  
情報取扱責任者:取締役社長室長 吉川正英

## フランチャイズ関連訴訟について勝訴に関するお知らせ

当社がシューファクトリー事業のエリアフランチャイズ権の販売時に締結したエリアフランチャイズ権譲渡契約に関して、サンカンパニー有限会社が原告であり、当社を被告とした不当利得金返還等請求訴訟が、平成15年8月から係属しておりましたが、平成17年8月30日付けで札幌地方裁判所より原告の請求を棄却する判決が下され、2週間の控訴期限経過に伴い、当社の勝訴が確定いたしましたのでお知らせいたします。

当社の勝訴に伴い、最大で26,250千円の支払い懸念がなくなり、当社及び当社連結業績に対する影響は消滅いたしました。

(ご参考)

当社は、平成13年11月に原告からの申し出により、シューファクトリー事業に係る北海道エリアにおけるエリアフランチャイズ権を譲渡しましたが、原告はシューファクトリー事業の研修制度に不備があるとして契約解除を理由に契約金26,250千円の返還を求めておりました。

本件に関するお問い合わせ先

21LADY株式会社 社長室 03-3556-2121 (担当:岡田)

以 上